

農業だより

担い手確保・経営強化支援事業の事前要望調査を実施します。

本事業は、農産物の輸出に向けた取組み等により農業経営の発展を図ろうとする担い手に対し、必要な農業用機械・施設の導入を支援するものです。

1.助成対象者 ①人・農地プランに位置づけられた中心経営体
(認定農業者、認定新規就農者又は集落営農組織に限る)

②農地中間管理機構から賃借権等の設定を受けている者

③地域における継続的な農地利用を図る者として認められた者

(③の例)・認定農業者の所得水準に概ね達している者

・人・農地プランの中心経営体若しくは認定農業者

・10年後の農業経営の継続意向(経営農地・面積、栽培作物、栽培方法等)が明確であること



2.対象事業 農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械又は施設の導入・整備等

※導入済の機械・施設等は対象外です。

3.助成額 (1)1. 助成対象者の①または②に該当する場合
個人 1,500万円、法人 3,000万円(事業費の1/2以内)

(2)1. 助成対象者の③に該当する場合
100万円(事業費の1/2以内)



4.成果目標 以下の成果目標について目標を設定し、その目標を達成する必要があります。

・必須目標:付加価値額(収入総額-費用総額+人件費)の拡大

・選択目標:以下の①~⑨より1つ以上選択

①経営面積の拡大 ②農産物の価値向上 ③農業経営の複合化

④農業経営の法人化 ⑤青色申告の取組 ⑥環境配慮の取組

⑦農作業の共同化 ⑧労働時間の縮減 ⑨輸出の取組

5.申込方法 申込みを希望する方は、下記までご連絡ください。

直近の確定申告書類、カタログ及び見積書(1社)をご用意いただき、

令和3年12月27日(月)まで提出してください。

6.その他 詳細は、市ホームページに掲載していますのでご確認ください。

担当:農林課農政企画室(29-5835 直通)

生産資材等高騰緊急対策資金のご案内について

令和3年生産資材等高騰緊急対策資金（山形県災害・経営安定対策資金）

燃油及び飼料・生産資材等の価格の高騰により、幅広い農林漁業経営体において経営費が増加し厳しい資金繰りが続いていることから、再生産及び経営の維持安定のために必要な資金を融資します。

1. 貸付対象者 農業（畜産及びきのご類栽培を含む）及び漁業を営む者
2. 資金使途 経営の維持安定のために必要な運転資金
3. 貸付限度額 次の（1）または、（2）のいずれか少ない額

（1）500万円

（2）次の区分により、経営規模（栽培面積、飼育頭数等）に算出単価を乗じた額の合計



区 分		算出単価※
施設 園芸 以外	水稲	3千円/10a
	露地の野菜	17千円/10a
	露地の果樹	5千円/10a
	露地の花き	4千円/10a
施設 園芸	加温施設の野菜・果樹	120千円/10a
	加温施設の花き	421千円/10a
畜 産	乳用牛	18千円/頭
	肥育牛	12千円/頭
	繁殖雌牛	7千円/頭
	豚	4千円/頭
	鶏	20千円/100頭
	めん羊	1千円/頭
きのご 類栽培	シイタケ	62千円/万床
	なめこ、ブナシメジ等	22千円/万ビン

※算出単価：燃油、飼料、生産資材等の値上がり額と年間使用料等から算出

4. 貸付利子 原則無利子・低利子（金利1.6%（行政負担0.8%+金融機関で引き下げ））
5. 償還期間 5年以内（措置なし）
6. 貸付期間 令和4年3月31日まで
7. 相談先 12月に需要額調査を実施しますので農協及び金融機関にお問い合わせください。
8. その他
 - ・融資枠には限りがあります。
 - ・資金の貸付は需要調査後、山形県より融資額が配分されてからとなります。